兵庫県知的障害者施設家族会連合会
第32号
ひょうごかぞくねっと
【事務局】〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4-1 総合福祉センター2F　Tel (078)371-3930/Fax (078)371-3931(10：00～16：00 月･水･金)
平成25年9月15日発行 第32号 編集人/広報委員会　発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会　印刷/デジタルグラフィック㈱

デンマーク視察旅行記

ひょうごかぞくねっと
会　長　由岐　　透

今年、６月１日から９日間デンマークのソノボウコムネー（行政区概ね日本の県に相当するもの）に行き、知的障害者施設、障害福祉政策の現状（行政担当部門、親の会代表との懇談会）、観光とデンマークを満喫してきました。５年前にフィンランド、デンマークに知的障害者施設視察から帰ってきた時からもう一度デンマークに行き、知的障害福祉の詳しいことを知りたいと高知の南さんと話していたのですが、やっと５年後に実現しました。

訪問したソノボウは首都コペンハーゲンから飛行機で30分、列車で４時間、コペンハーゲン、オーフスに次ぐ３番目の都市です。デンマークの北に位置し、ドイツ国境に近いところにあります。

今回の視察、観光旅行は自分達で航空券、ホテルを手配し、安く行きましたが、無謀にも旅行社、添乗員なし、カタコトノ英語での珍道中でした。よくぞ無事日本に帰ってこられたものだと感心しています。ソノボウにアルビット・ホルム、竹内真澄さんご夫妻が住んでおり、視察プログラム、施設、学校、親の会代表、行政担当者とのセッティング、観光案内すべてのお世話をして頂いたお陰で実現しました。

８人乗りのレンタカーを借り、視察、観光の全行程をアルビット･ホルムさんの運転で、アルビット･ホルム、竹内真澄ご夫妻の案内、通訳をして頂き、旅行社のパック旅行とは一味違うものでした。カタコトの英語が通じないし相手の言ってることがわからない、老眼でコインの金額が解らないので、手の平にコインを持ち必要額を店員に取ってもらう。私達も外国に行けば言葉が通じない、お金の計算ができない知的障害者と変わらない体験ができました。

ボーフォム（自閉症住居形態居住施設）ボーフェレスケブ（共同生活居住施設）社会健康学校 ― 介護福祉祉士養成学校、学校の食堂が知的障害のユーザー（利用者）の職場、成人知的障害者活動センター、高齢者センターを視察懇談し、ソノボウコムーネ障害領域担当者、親の会の代表との懇談は大変意義あるものでした。

５年前のデンマークより進化していると感じました。個人（障害のあるなしにかかわらず）をかけがえのない存在としてとらえ個人を尊重することを障害福祉の哲学として支援、処遇し豊かな社会を実現しています。教育、医療、福祉（老人、障害者）が無料であり、高福祉･高負担といわれますが、国民、市民が納付した税金を国、地方は国民、市民のために使う単純なことです。日本も世界に自慢できる憲法があります。個人をかけがえのない存在としてとらえ個人を尊重することです。それが13条で個人の尊重として規定され、11条で侵すことのできない永久の権利として人権を定めていることに示されています。

重ねて97条で人権の歴史を規定し、憲法がなぜ最高法規であるのかの実質的根拠を示すものとして定められています。最高法規として憲法が定められることの意味が人権保障にあるということを確認しているのです。

憲法は国民を縛るものではなく、権力を行使する側を縛るものです。日本も真面目に憲法を実践すればデンマークのように誰にもやさし国になれるのではないでしょうか。

2012年度（平成24年度）事業報告

❶ 障害者福祉への取り組み

本事業年度は政府・与党ペースで障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、障害者基本法、障害者虐待防止法、障害者総合支援法が成立、施行されました。

「障害者基本法」「障害者虐待防止法」に続いて「地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（障害者総合支援法）が平成24年６月に可決・成立、公布されました。「障害者総合支援法」は基本的な問題を解決せずのマイナーチェンジに過ぎないもとなり、運動し頑張ってきましたが、期待した成果が得られませんでした。私たちが最初から訴えてきた、障害程度区分は名称を障害支援区分にされましたが、内容については現時点では不明です。

しかし、付則第２条（配慮規定）で支援区分、第３条（検討規定）意志疎通の保障、意志決定支援をはじめ６項目が３年を目途に検討することが決められております。これらを書かざるを得なかったのは私達や多くの障害者団体の運動によって、問題点を明らかにし、行動を起こしたことにより、政府・与党は私達の主張を無視することができない状況になりました。これは運動の成果であると評価できます。

具体的な取り組みとしては、昨年作成した全施連提言を兵庫県・神戸市等へ配布し理解を求めました。また厚生労働省に２回にわたり全施連提言の理念を説明しました。また、兵庫県の障害者福祉計画や兵庫県地域主権改革推進一括法に関する自立支援法基準案に関して意見を求められ知的障害の現状を訴えました。

❷ ひょうごかぞくねっと活動を振り返る

①各地区かぞくねっとの活動の活発化ひょうごかぞくねっと及び各かぞくねっとの組織の充実、強化を課題として各かぞくねっと理事会・会長会の強化を図りました。その結果各地区かぞくねっとの会長会・理事会の回数が1.3倍に増加、延べ参加数も1723名となった。内容についても年１回の研修会の他にオープン研修を持ったり、施設見学や親子旅行を実施したり、それぞれの地域の特色に合わせた活動が活発に行われました。

②退会または未加入施設に研修会の案内を送るなどして情報提供に努めました。

③ひょうごかぞくねっとの活動理念に賛同する人を増やし、賛助会員を増やすために評議員会等で賛助会員の勧誘を呼びかけました。またこうべかぞくねっと幼児部会員が卒園後も賛助会員として残るように案内をしました。その結果23年度に比べ若干ですが賛助会員が増加しました。

④エース保険の団体窓口となる互助会の特定保険業としての開始により、傷害保険の団体窓口業務をかぞくねっとが代替えすることになりました。
612名加入（H25.5.15現在）

❸ その他（義援金募集活動・顧問団PT・全国大会）

①東日本大震災義援金

東日本大震災義援金の継続及び義援金付きＴシャツ黒を販売しました。H24年度で義援金は終了し、H25年度に宮城・岩手・福島の３県の家族会及び施設協会に寄付する予定です。
ありがとうございました。

②全国大会in大分に参加

全国から500名を超える参加者があり、ひょうごかぞくねっとから37名参加しました。

知的障害者が安全で安心して、かつ、快適な暮らしが出来る仕組を作るべく一貫して活動してきました。ご協力に感謝いたします。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

●評議員会　　6月20日（水）

あすてっぷKOBE　参加者　186名
H23年度事業報告・会計報告・監査報告承認に関する件
H24年度事業計画案・会計予算案に関する件
役員改選
講演会「まだ足りない私たちの声。もっと大きく」
福岡県知的障害者施設保護者会連合会
会長　八木トミエ氏

●研修会
中央研修会　11月21日
　県民会館大ホール
　参加者　219人
講演「障害者総合支援法と障害者福祉のゆくえ」
講師　伊藤周平氏　全施連顧問
　　鹿児島大学法科大学院教授
ディスカッション　　伊藤氏を囲んで

●情報提供
広報紙「ひょうごかぞくねっと」の発行
(会員他関係者に配布)
年２回発行　第30号・31号
日本知的障害者福祉協会機関誌「サポート」購読奨励

●関係団体との共催・協賛事業
- 平成24年度「福祉の集い」
- 兵庫県知的障害者福祉大会
- 知的障害児(者)と重症心身障害児(者)のいのちと暮らしを守る会　賀詞交換会

●理事会　年４回　●正副会長会　年４回

●全国知的障害者施設家族会連合会関係(14ページ)

●専門部会、その他
《組織検討部会》《広報部会》《研修部会》

●外部団体の研修会等への参加

●外部団体と共同事業
５月10日　東遊園地
「ストップ・ザ応益負担」集会とデモ行進
(打ち合わせ月１回)
12月23日　松方ホール
ジョイフルコンサート　約150人　参加

●各地区かぞくねっとの活動(31号参照)

2012年度(平成24年度)決算報告

１．収入の部

科　目	金　額
会　費	¥5,792,000
賛助会費	¥52,800
寄付金	¥260,000
雑収入	¥7,711
前年度繰越金	¥1,298,523
合　計	¥7,411,034

２．支出の部

科　目	金　額
会議費	¥283,891
旅費	¥563,160
印刷費	¥749,700
通信・運搬費	¥342,348
渉外費	¥148,800
研修費	¥1,401,030
事務消耗品費	¥478,072
負担金	¥45,243
分担金	¥182,000
人件費	¥1,465,180
雑　費	¥2,980
次期繰越金	¥1,748,630
合　計	¥7,411,034

★赤い羽根共同募金・神戸新聞厚生事業団から助成金をいただきました
★神戸市市民福祉事業・福祉活動助成によりパソコン購入(事務消耗品費に含む)

2013年度(平成25年度)事業計画

❶ 情勢認識の共有化への取り組み
H25年度４月より障害者総合支援法が施行されました。障害者自立支援法と大差のないものになりましたが、全施連と呼応しながら粘り強く働きかけてきた「親亡き後」「入所施設の重要性」等は付帯決議の中に生かされ早急な対策が必要と明記されました。３年後の見直しに向けてそれらを一層強く要求し、障害者総合支援法の根幹にある問題を一つずつ解決できるよう運動に取り組んで行きます。このような情勢認識の共有化に努めていきます。

①全施連活動と呼応しながら障害者総合支援法の３年後の見直しに向けて、生涯を通じた知的障害者の暮らしの向上を訴えていく
②障害者総合支援法・虐待防止法・差別解消推進法・成年後見制度等に関する研修を深める
③障害者総合支援法・虐待防止法・差別解消推進・成年後見制度等に関する中央情勢の情報収集と情報提供に努める

❷ ひょうごかぞくねっとの活動の目標と取り組み方
障害福祉については、政治が政策を決め、その政策を実行するのが行政であることから、まず政治を変え

る運動が必要です。そのためには、私たち親、家族の主張に賛成してくれる政治家の方々を増やしていくことが大切です。具体的には全施連の顧問団PT会議で作成した「家族が求める暮らしのあり方」― 親の想いを社会に届けたい ― の提言書を活用し、全施連は国会、ひょうごかぞくねっとは地方議会にそれぞれ働き掛けることにし、意見書、要望書、請願等最も有効だと思うことを実行していくことが重要であります。

①兵庫県、各市町の障害福祉施策を知り、必要なことを訴えていく

②全施連の提言「家族の求める暮らしのあり方」を検証し、ひょうごかぞくねっとの想いを集約する

❸ ひょうごかぞくねっと活動拡大への取り組み

今日の厳しい障害福祉政策を変えるには現状を認識し、知的障害を持つ我が子らの親、兄弟、家族が情報を共有し、我が子らのしあわせを願い、共に活動し、家族会の力を強くすることが必要です。

ひょうごかぞくねっとには阪神、神戸、東・北播磨淡路、西中播磨、但馬丹波の５つの地域のかぞくねっとが基礎組織として活動しています。各かぞくねっとの研修会、学習会を通じて組織拡大に取り組み組織活性化を図ります。

①ひょうごかぞくねっとの趣旨・活動内容等について加入施設・未加入施設家族会に訴えていく

②傷害保険の窓口団体として、傷害保険の必要性を訴えていく

③ひょうごかぞくねっとの趣旨・活動内容について訴え、賛助会員の勧誘に努める

❹ 具体的活動

１．研　修

①中央研修会　11月20日
障害福祉に関する施策や先駆的な考え方を研修し、活動に役立てる。

②各かぞくねっと研修会
- 障害福祉施策や全施連・ひょうごかぞくねっとの活動理念の啓発に努める。
- 各かぞくねっと活動の柱として、各地区独自の研修会を実施する。
- 各かぞくねっと内で必要に応じて地域の特色を生かした独自の活動をする。

③オープン研修会（必要に応じて開催）

２．広報活動

①広報・機関紙「ひょうごかぞくねっと」の発行。

②各種情報の収集・提供の推進

③ホームページの充実
「ひょうごかぞくねっと」
http://www15.ocn.ne.jp/~h-kazoku/

３．交流活動

４．関係機関・団体との連携の強化

５．専門委員会

①組織検討委員会

②広報委員会

③研修委員会

④制度委員会

６．その他

賛助会員の勧誘

サポート誌購読奨励

2013年度（平成25年度）会計予算

１．収入の部

科　目	金　額
会　費	¥5,730,000
賛助会費	¥36,000
寄付金	¥150,000
雑収入	¥100
前年度繰越金	¥1,748,630
合　計	¥7,664,730

２．支出の部

科　目	金　額
会議費	¥300,000
旅　費	¥600,000
印刷費	¥749,700
通信・運搬費	¥360,000
渉外費	¥70,000
研修費	¥1,600,000
事務消耗品費	¥650,000
負担金	¥55,000
分担金	¥185,000
人件費	¥1,700,000
雑　費	¥10,000
予　備	¥1,385,030
合　計	¥7,664,730

25年度退任理事

西塚　洋子　氏（西中播磨かぞくねっと）

25年度新任理事

平山　昭利　氏（西中播磨かぞくねっと）

かぞくねっと活動計画

西・中播磨

会長　宮垣　博幸

この４～５年前より会長会の参加率も上がり意見質問等も多くなり、活発に運営されているのが喜ばしい、意識の向上と思います。

《主な活動計画》

９月20日　研修会（協和学園）
H26年２月か３月　オープン研修会
H25年８月20日　会長会（姫路福祉自治会館）
12月予定

但馬・丹波

会長　三浦　雅春

今年度は各施設間の交流を積極的に推進し、親の目線でそれぞれの施設の特色や、よい点を認め合っていきたいと思っています。

毎年続けている一泊研修を今年も企画しています。

《主な活動計画》

12月14日　研修会（ハートフル春日）
成年後見制度を利用している人が少ないので、後見制度の必要性をテーマにする
４月20日　会長会　今年度の活動計画作成
６月29日　評議員会　24年度活動報告・決算報告
25年度活動計画・予算案
７月27日　会長会　当番施設役員・施設長を交えての打ち合わせ
９月26日　「あかりの家」見学
10月下旬　会長会
11月下旬　会長会
11月23日　親子一泊研修　浜坂保養荘
～24日　20名程度の参加予定
12月初旬　研修会打ち合せ　むつみ学苑会議室

阪　神

会長　笹川かほる

今年度も親の意識改革に取り組んでいきます。（家族ねっとの必要性を改めて考えたいと思います）賛助会員や未加入施設への働きかけにも力を入れて行きたいと思います。

《主な活動計画》

11月26日　研修会（小田公民館）
６月24日　会長会（評議員会）
理事会　５月９日・７月25日（予定・計５回）

こうべ

会長　木村三規子

平成25年４月より施行された障害者総合支援法は、自立支援法を一部手直しただけのものとなりました。虐待防止法、差別解消法と次々に法律が定められましたが知的障害を持つ子供たちにとって、恵まれた環境とは言えません。

自分の思いが伝えられない子供たちにとって、我々親、兄弟が代弁者として社会に発信できるよう活動が身近なところからスタートする必要があると思います。こうべかぞくねっとの今年の活動は会員一同一丸となり「違うものはちがう」と神戸から発信したいです。

《主な活動計画》

７月　当番園あゆみの里家族会打ち合わせ
９月３日　会長三役会
10月２日　こうべ自閉症協会勉強会
10月18日　研修会
講師　高知あじさい園　井上施設長
11月８日　幼児部会研修会
その他

東・北播磨・淡路

会長　吉岡　京子

定例の研修会、オープン研修会、要望あれば回数を増やしていきたいと思っています。参加施設、少なくなってきていますので、その原因を話合い、沢山の方々に参加を呼びかけていきます。今、出来る事から（関心のある講演内容）臨機応変に活動していきたいと思っています。

《主な活動計画》

10月１日　研修会（加西市希望の里）
２月中　オープン研修会
５月29日　会長会（H25年度活動について）
（予定・計３回）　理事会　３回
その他

知的・発達障がいのある方に
毎日の安心をお届けする。
それが私たちの願いです。

詳しい資料のご請求は
TEL 078-331-6751（代）

個人でご加入いただける、安心の保険
ぜんちの あんしん保険
少額短期健康総合保険（無告知型）

○募集代理店
(株)ワイドホケンセンター
〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通1-2-19
東洋ビル３階

○引受保険会社
ぜんち共済株式会社
〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目５番８号
岩本町シティプラザビル５階

研修会「知的障害者の人権と成年後見制度」

弁護士 田中　幹夫 氏

1．障害者の人権とはどういうものか

人権とは人間が人間であることにより誰でも生まれながらにして持っている権利のことです。1789年のフランス人権宣言は、国家も侵すことのできない自由と平等を宣言したことで歴史的な意義がありますが、近年では人権を保障するためには参政権・社会権の確立が必要だとされています。

障害者の権利が国際的にも議論されるようになったのは、この人権が障害者に対しては保障されていないという事実があるので、障害者の人権を確立すべきことを積極的に国家と国民に訴える必要があったからだとされています。

2．障害者の人権はなぜ侵害されていたか

明治憲法時代、障害者は慈恵的な保護の対象であって人間が持っている生活上の権利を保障されることはありませんでした。明治維新により、わが国は封建制による身分制をかなぐり捨てるはずでしたが、それは実現されず、新たに富国強兵政策を進める藩閥政府と結託した産業資本家が支配階級として君臨しました。

彼らは産業目的あるいは軍事目的から外れた障害者を人間と認めず、ナチス・ドイツの障害者排除の思想を我が国にも蔓延させたのです。

3．新憲法施行により障害者の人権は護られたか

1946（昭和21）年に制定された「日本国憲法」は、人権の尊重を基本的な原則として、第11条で基本的人権の尊重を宣言し、第13条では国民の幸福追求権、第25条により国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障しています。そして、障害者・児の福祉に対する一連の立法が続々と成立しました。

しかし、これらの社会福祉立法も利用者の権利を具体的に保障するには至らず福祉現場から強い批判と要求が行われてきました。一方人権保障は国境を越えた課題の中で「世界人権宣言（1948）」「国際人権規約（1966）」「児童の権利に関する条約（1994）」「障害者の権利に関する条約（2006）」等が国連で採択され「障害者権利宣言（1975）」「精神薄弱者の権利宣言（1971）」の決議も行われていますが、我が国の障害者福祉政策は先進諸国の中では常に下位に置かれています。

4．障害者の人権状況

障害者の人権状況は権利を蹂躙された障害者があらゆる困難を乗り越え訴訟を提起した場合にやっと明らかになっていると考えます。

特に知的障害者は自らの権利の救済を求めたり訴訟を提起することは極めて困難であります。

ようやく2000（平成12）年４月から成年後見制度が実施され、とにもかくにも判断能力の十分でない人に対する財産管理保護の道は拓けましたが、民法858条で「成年被後見人の意見を尊重し、かつその心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」と規定しているのに、実際に被後見人の権利は累卵の危うきにあります。

5．社会福祉基礎構造改革と障害者の権利

中央社会福祉審議会社会福祉基礎構造改革分科会の中間まとめ（1998年６月17日）によると、その改革とは「行政が行政処分によりサービス内容を決定する措置制度を廃止して、利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度」であります。いま、この路線による政策は新自由主義の潮流にのって国が強力に進めていますが、障害者の権利を守る視点で深く凝視する必要があります。

6．障害者の人権を侵害している者は誰か

昨年４月に障害者虐待防止法が施行され、障害者差別禁止法の制定も近いといわれています。

しかし、社会保障法の領域で障害者の権利を確立しておけば、上記の両法ほとんど不必要だったのではなでしょうか。

とはいえ障害者が社会生活を営むあらゆる分野で人権侵害を受けている現状で、私は立法に反対でしたが、これを発見し告発するには、障害者虐待防止法を利用

することは実務上便利かと考えます。この法の摘要により訴訟をしなくても権利侵害を防止したり権利回復が可能な場合があるかもしれません。ただし、そのためには行政が正しく事実を認識し真に障害者の人権を護る視点で権限を行使する必要があります。私は今までに知的障害者の権利を回復するための訴訟を数件担当しましたが、行政の無理解と無施策にはほとんど絶望してきました。

7．障害者の人権をどのようにして護るか

私は施設こそ人権の砦だと以前から考えており今でもその気持ちは変わっていませんが、その施設で利用者の人権が侵害されている事実があります。障害者虐待防止法の制定には施設での人権侵害を防ぐ目的があったのですから悲しくなります。

新自由主義の潮流は人間の心までも流しつつあります。成年後見人が被後見人の財産を横領した事件も発生しています。法は障害者の権利を護っているのでしょうか。このような状況で私たちは何ができるのでしょうか。

8．成年後見制度は障害者や高齢者の人権を護っているか

成年後見制度は刈って禁治産・準禁治産制度を廃止し、被後見人らの権利を護る趣旨で制定されたものです。

しかし、当初から被後見人の選挙権を認めなかったように必ずしも完全な制度とは言えません。

後見人の費用が課題であるとか、後見人が被後見人の意志や権利を無視した不正行為をする事例がみられるようになりました。知的障害者の権利確立への道程はなお遥かであります。

知的障害者の人権と成年後見人制度の講演、感想

但馬・丹波かぞくねっと　佐山　忠行

５月28日の新聞紙上で成年後見人に選挙権、今夏の参議院から適用と記事が大きく報道されていた。成年後見人が付いた人は選挙権を失うと規定を削除し、成年後見人に選挙権を付与する公職選挙法の改正が５月27日に参議院本会議で全員一致で可決して成立した。

昨年末の時点で、約136,000人の方々の選挙権が回復してこの夏、実施された参議院選挙で適用された訳ですがこれまでの道程は大変厳しいものでした。

選挙権訴訟においても被告側「能力によって選挙権を制限してもいいか」これに対して国側は「選挙権には能力が必要」次に選挙に能力が必要とした場合、成年被後見人かどうかを基準にしていいのかに対して国側は「成年被後見人に選挙権を与えないのは、法律が認める裁量の範囲内」が主な争点だったが５月14日「東京地裁で社会的身分による選挙権の差別を禁じた憲法に違反する」との判断で原告の選挙権を認めたと判決が出た。

判決は、後見開始の審判で判断されるのは財産管理と処分する能力の有無で選挙を行使する能力を欠くわけではないのは明らかです。又、同様の訴訟が札幌、埼玉、京都でもおこされこの判決の影響が大だった。選挙権問題でもこんな状態の我が国ですから障害者の福祉政策も先進国のなかでも下位に近くを走っています。

参院選が終わりマスコミで憲法改正の方法論で障害者を人間とは認めなかったナチス、ドイツにまで引き合いに出す閣僚まで出る始末には失言で済まされない。

話は元に戻しますが漸く2000年４月から成年後見人制度が実施されましたが、判断能力の十分でない障害者の財産管理、保護の道は開けましたが後見人の費用が過大であるとか、後見人が被後見人の意思や権利を無視して財産の横領事件も時々、新聞上に記載されています。障害を持つ子供達を私達家族の前に塞がる問題を一つ一つ乗り越える道は半ばです。しかし、家族達が手を携えて頑張るのは「今でしょう」。

成年後見制度利用の関するQ＆A

Q 親御さんが亡くなった時に、預金通帳から出金ができなくなったと聞きますが本当ですか？

A 本当です。最近の金融機関はチェックが厳しくなり、知的障害を持つ相続人に判断力がないと判断されると１円も動かせなくなります。成年後見を申請してから審判が下るまで早くても３週間ぐらいかかるので、遺族やご家族が当座の生活費にも困ったという事例があります。

Q 成年後見を選任すると月２万円くらいの費用がいると聞きましたが、そんなにかかるのですか？

A 弁護士・司法書士等が後見人になるとそれくらい費用がかかると聞いています。しかし、それは本人の財産の額により裁判所が決めますので、障害基礎年金だけの場合はその辺の所を裁判所も考慮します。そうすると弁護士や司法書士は後見人を引き受けてくれないというジレンマがあります。

公的機関では社会福祉協議会が相談に乗ってくれます。またNPO成年後見こうべかぞくねっときずなは、身寄りのない方の後見人を実費程度で引き受けています。ご相談になってください。

●神戸市成年後見支援センター　078-271-5321　FAX 078-271-2250
●〒651-0086　神戸市中央区磯上通3丁目1-32　こうべ市民福祉交流センター４階
兵庫県社会福祉協議会　あんしんネットひょうご　078-230-9290
●NPO成年後見・こうべかぞくねっと・きずな　078-203-8890

Q 親が後見人になる場合が多いと思いますが、親が亡くなったらどうなるのですか

A 後見人が亡くなられると、裁判所に届け出なければなりません。新たに後見人になられる方（＝候補者）を選んで申し立てるか、家庭裁判所に選んで頂くことになります。ただ、家庭裁判所が選任される場合、障害特性を理解された方が選ばれるとは限りません。第２後見人として次に後見人になるご兄弟とかNPOのような団体を複数後見人として申し立ておくことが考えられます。

Q 近所のコンビニに買い物に行ったり、簡単な会話をしたりならできるのですが、成年後見人を選任申立てできますか

A 成年後見人には障害程度（判断能力）により「補助」「保佐」「後見」の３種があります。どちらにせよ、申立てによって家庭裁判所が支援の必要の度合いを判断します。

選任された後見人は、ご本人の権利擁護が職務ですから、不当な詐欺行為の被害から守ってくれます。

Q 知的障害を持つ人の場合、金銭管理よりも身上監護というか「健康で安全に尊厳を持った暮らし」ができているかが心配なのですが…。

A 成年後見人をつけなければ必要な福祉サービス利用契約が出来ないことは理解していますが親たちの悩みは、成年後見人選任申し立てた場合、家庭裁判所が障害特性を良く分かった方を成年後見人に選んでくれるとは限らないことにあります。成年後見人に親族がなられるのが一番ですが、知的障害について理解があり身上監護に重点を置いたNPO法人を後見人に選んでおくことも考えられてはいかがですか。

Q 成年後見制度を利用してよかったという事例があれば教えてください

A 親戚が持っていた使用不能な土地を相続させられてしまい、相続税を払わねばならなくなった方の後見人が相続放棄の手続きをとってくれました。また施設に入所されている身寄りのない方の後見人が、ご本人の希望を聴いて海外旅行に行ったり、編み物教室に通ったり、楽しい暮らしをするために遺産を使えるよう家庭裁判所と相談しながら手配（金銭管理）をしています。

Q 成年後見をとって困ったことなどがあれば教えてください。

A 親が後見人になったら、子どもから応分の生活費を負担して貰うことになり出納帳をつける手間が増えた。家庭裁判所に一年後、報告をせねばならないので、お金の管理が大変と言う方もおられます。

NPO成年後見こうべかぞくねっときずな理事長　高野國昭　　事務局　神戸市北区若葉台1-1-6
e-mail：koube-kazoku-kizuna-@gaia.eonet.ne.jp　　HP：http://koube-kazoku-kizuna.blog.eonet.jp/

成年後見制度とは？

成年後見制度とはどのような制度なのですか？

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

どのような種類があるのですか？

●判断能力が不十分になる前に ➡ 任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」が利用できます。

●判断能力が不十分になってから ➡ 法定後見制度

家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。

本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の３つの制度を利用できます。

法定後見制度の3種類

		後見	保佐	補助
対象となる方		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	●財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	●特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く）	—
	申立てにより与えられる権限	—	●特定の事項（※1）以外の事項についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権	●特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		●医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失う、選挙権を失うなど	●医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うなど	—

※１　民法13条１項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
※２　本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。
※３　民法13条１項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

知的障害者福祉総合補償制度
（普通傷害保険）
ご本人様のケガに加え、第三者への賠償責任特約をセットした保険です。詳細は下記代理店までお問い合わせ下さい。

取扱代理店
㈲ウェルフェアサービス
〒130-0022
東京都墨田区江東橋4-24-3
TEL:03-3631-9225
FAX:03-3631-9247

引受保険会社
エース損害保険㈱ 東京支店
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-6-1
TEL:03-6212-7410
FAX:03-3211-1101

印刷物作成に関するご相談は……
デジタルグラフィック株式会社
●記念誌 ●社内報 ●カタログ ●チラシ ●プリペイドカード
●スクラッチ ●カラー年賀状 ●その他一般印刷
〒650-0043 神戸市中央区弁天町1-1
TEL.078-371-7000 FAX.078-371-7001
[E-mail] win@dgdg.co.jp／mac@dgdg.co.jp
[URL] http://www.dgdg.co.jp/

L1011132

コミュニケーションが苦手な人たちの応援 その2

東・北播磨・淡路かぞくねっと　あかりの家　三原　憲二 氏

これまで、支援される側の思いより、支援する側の意図なり都合が優先される傾向が強くありました。この意味で、コミュニケーションが苦手な人たちの自己表現をどう応援するか、これからの私たち施設職員の重要な課題となってきました。

私たち「あかりの家」は、重い知的障害を伴う自閉症の人たちの「自閉症成人施設」です。多くは、言葉を上手く使えなかったり、やりとりが苦手な人たちです。そういった彼らとの付き合いから、コミュニケーションの持つ意味を少しずつ学んできました。

彼らから学んだ一つは、苦手な自己表現を応援するということは、相手の気持ちが〈分る〉という側面と、自分の気持ちが〈分ってもらえる〉という、２つの側面があるという事です。〈分る〉ことによってスレ違いを減らし、より的確な手立てを考えることができます。そして〈分ってもらえる〉ことによって安心する。その２つが相互に行き来しながら信頼関係が醸成される。この上向きなイメージはそのまま上手くいく訳ではないにしても、コミュニケーションを考える上で重要な視点を与えてくれます。〈付き合い〉の原点であるとも考えています。

以下、「あかりの家自閉症療育のキーワード集」より、関連ミニ事例を幅広く集め、２回に分けて紹介します。今回はその２回目です。カードを利用して、内面を引出し受け止める、という事例を紹介します。

〈事例３〉　思いを引き出す

A君は、私のところに訴えを書いたメモをよく持ってくる。「ぼくはマラソン大会でよくがんばりました必ずごほうびをお願いして、プレゼントをさしあげますので、よろしくお願いします」などは、「ヨシ、そうか」と笑いながらOKサインを返すが、時にほとんど分らないメモを持ってくる。そういった時、彼の言いたいことをどう引き出すか、あれこれ思いを巡らせながら、想定した事柄に沿った具体的な言葉で、一つずつ聞き直す。分ってくることもあるが、私の感度と付き合い程度では及ばないこともある。

彼は、話し言葉も相応にあるが、文章の方が豊かに表現できる。そのことは知っておかなければならない。また、メモは彼の内面をよく映してくれる。読んで「了解！」と返したり、メモの話を整理したり広げたり、思いを修正したり方向付けたり、それなりに彼と面白く付き合わさせてもらっている。（三原）

〈事例４〉　おじいちゃんの死
― 内面を引き出す、受け止める ―

８月末の帰省後から、苦しそうに顔を歪めながら奇声をあげ、手を叩き部屋から走り出すこと事が続いたHさん。言葉は無いが、思いをカードで選び出すことができる。そして「おじいさん」に絞り込めた。

お母さんに聞くと、８月にHさんを可愛がってくれていたお爺さんが亡くなり、それを帰省時に知らされたらしい。どうもそのことらしい。ある程度は時間が解決してくれると思ったが、１か月経っても抜け出せない。

ここに至って、Hさんの辛い思いを徹底的に吐き出してもらう覚悟を決めた。30種類ほどの文字カードを作った。聞いてみると、「おかあさん」「おとうさん」「おじいさん」のカードを何度も手渡してくる。

そこでお爺さんの思い出を聞くと、「おじいさん」「おふろ」「テレビ」「ねる」のカードを渡してくる。それぞれについて、「おじいさんとお風呂入ったの？」「テレビ見たの？」と聞くと、その度にガッツポーズで返してくれた。「楽しかったんだね。いい思い出を残してもらえたね。」と、Hさんの思いを汲み取った言葉を返していく。

そんなカードを使った会話を、30分ほど繰り返した。その後で、心を込めて、ゆっくり、お爺さんはもう亡くなって、家に帰ってもいないことを伝えた。何度も繰り返し伝えた。そして、最後に一緒に目を瞑って手を合わせて静かにお祈りをした。翌日からイライラした様子はなくなった。（09．白井）

〈事例３〉は、言葉があっても文章が書けても、上手く自分の気持ちを伝えられない事例です。〈事例４〉は、行動の乱れに何かある！と気づき、辛い思いを引出す必要性を感じ、それをカードという道具を使って落ち着いていった取り組みです。〈事例３〉も〈事例４〉も、内面をどう引き出すかという共通テーマを持っています。

４つの事例を２回に分けて紹介しました。コミュニケーションの意味付けを狭くするか広くするか、私はそれが〈付き合いの〉の幅に比例するように感じています。

そしてもう一つ、最近の福祉現場は、制度なり法律なりがある方向を示すと、これまでの自分たちの実践を横に置いて、入り口論議だけでそちら側に流れる傾向を感じてなりません。今回は触れていませんが、私たち支援者の思いをどう伝えるか〈伝える・伝わる〉というテーマも、彼らの内面をどう引き出すかという今回のテーマ同様に、コミュニケーション議論には同じように大切であることを触れておきたいと思います。

旅行自慢編

親子旅行

但馬・丹波かぞくねっと　会長　三浦　雅春

自立支援法施行以来、施設での旅行がすっかりへってしまいました。

そこで但馬丹波かぞくねっとで親子旅行を企画しました。好評を得て今年も４回目の浜坂旅行を計画しています。

どこからか聞き付けた利用者が「おっちゃん、旅行行きたいわ。」って面会日に話しかけてきます。「そうか一緒に行くか！」で決定です。高齢になった親御さんの参加は無理のようなので、参加のみんなで助け合えばいいよ、ということで決定です。

三々五々車に乗り合わせて浜坂保養荘に集合して、温泉、カニ三昧、カラオケ三昧、親も子も大騒ぎして楽しみます。修学旅行を彷彿させる男女別雑魚寝が、また楽しいです。親たちはお酒を酌み交わしながら、わが子のこと、ひょうごかぞくねっとのこと、国の施策のことなど語り合います。会議室では絶対に作れない信頼感や親近感が生まれます。

終えると次の面会日には今度いつ行くの？と声を掛けてくれます。日程調整から配車計画まで世話は大変ですが、皆の喜ぶ声を聞くと今年も「頑張るか」と思ってしまいます。

参加されたかたは喜んでくれて、次回も参加したいと言ってくれます。課題は事業団の施設が２箇所あり時々施設として浜坂を利用していますので利用者の参加が少ないのが悩みです。今後は利用者を受け入れてくれるホテルを探して行き先を考える必要性があるかも！？　いずれにしても、この企画は無くしたくないのが、本音です。

24年度研修旅行様子〈明石市立木の根学園（ひまわり工房・たんぽぽ工房）〉

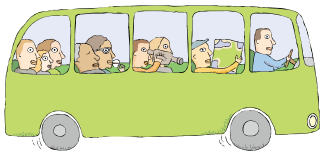

東・北播磨・淡路かぞくねっと　明石市立木の根学園副主任　吉田　有希

学園行事の１大イベント、研修旅行。４つの班に分かれて行ってきました。岡山・静岡・香川は１泊２日、大阪は日帰りコースです。

岡山は、湯郷温泉。オルゴール館に鮎の塩焼き体験、ランチバイキングなど。マスカットの収穫体験も行いました。静岡コースは、バスに乗って！長時間の移動となりましたが、みんなで遠出は楽しいですね。航空自衛隊エアパークの見学。そしてSLに乗って、車内でお弁当。乗り物三昧の旅行となりました。香川は、もちろん「うどん」です。中野うどん学校で、うどんの手作り体験。レオマワールドにも行きました。１泊２日コースの夜は、みんなでカラオケ大会！　歌って踊っての大宴会。大阪は、関西国際空港の見学に、なにわ食いしん坊横丁。それぞれ好きなコースを選んでいただき、利用者さんと職員、そして保護者さんも一緒の旅。同じ時間を過ごす事で距離も縮まり、いろんな発見もありました。何より、利用者さんの笑顔をたくさん見る事が出来た事に感謝です。25年度は、新幹線を使って旅行に行きたいと言う希望を実現したいです。

岡山

静岡

大阪

香川

Q & A

こうべかぞくねっと　会長　木村三規子

「旅行」を提供する立場の施設からの思いや計画に至る過程、費用などを、通所施設施設長よりお聞きし掲載いたします。

神戸聖生園　施設長　加藤　成久 氏

Q　旅行は行っていますか？　それはどんな内容ですか？

A　去年は30年記念企画の一つとして１泊旅行を３か所、日帰り旅行を３か所企画し、どちらか１か所に参加することで行いました。今年は利用者からの意見を集約し１泊旅行は１か所、日帰りは調整中です。

Q　どうして減ったのですか？

A　計６か所の旅行になると日程の調整がなかなか難しいです。尚費用については自己負担です。

Q　旅行についての思いはどう思っていますか？

A　安全で楽しんでもらい、また来年も行きたいと思ってもらう旅行にしたいです。

ワークセンターいわや　施設長　佐々木　信一 氏

Q　旅行は行っていますか？

A　例年班別での日帰り旅行を実施しています。昨年は２班ずつ６回に分け、神崎農村公園ヨーデルの森に行きました。今年は12班それぞれ行先を考え工場見学（キューピーマヨネーズ・アサヒ飲料等）とレストランでの食事を楽しんでいます。また、いわやは今年20周年記念行事として一泊旅行（名古屋方面）を９月に予定しています。ホテルにて宴会を楽しみ、翌日は名古屋港水族館またはリニア鉄道館選んでいただきます。

Q　費用はどうしていますか？

A　20周年記念一泊旅行については保護者会の旅行積立金より頂戴し、一部自己負担があります。

Q　旅行についてどう思っておられますか？

A　楽しく過ごしたくさんの思い出と共にまた参加したくなるような旅行にしたいと考えています。

感想　利用者の生活の中で旅行に行く事は数々の体験ができ、仲間との交流も深まり、きっと楽しい思い出になるでしょう。グループ外出、１泊旅行、日帰り旅行どんな形であれ通常の生活に変化をつけ、体験が成長につながると思います。ご多忙の折ご協力いただき有難うございました。感謝いたします。

行き先は　●一　泊　①城崎温泉と山陰方面　②伊勢志摩方面　③宮島、広島方面
●日帰り　①姫路セントラルパーク　②京都、太秦映画村　③USJ　でした。

家族もいっしょの一泊旅行

阪神かぞくねっと　施設長　橋本　康雄

リーブ・フルーリーは西宮市にある障害者支援施設です。50名の入所の方が充実した生活を送れるよう支援しています。

リーブ・フルーリーでは、毎年春には日帰り、秋には一泊でバス旅行を実施しています。毎回、利用者さんはもとより、ご家族・職員を含め約100名規模で和気あいあいとした雰囲気の中、各地へ出かけて行きます。このバス旅行を利用者の皆さんは大変楽しみにされており、施設内は何日も前から当日は何を着ていこうか、お土産は何にしようかと、わくわく気分でいっぱいになるぐらいです。

鳥取花回廊より望む大山

京都水族館にて

そんな楽しい旅行なのですが、行き先選びは年々難しくなってきています。ご本人やご家族の高齢化に加え、二次的な障害による車いす利用者が増えてきており、宿泊先や観光先ではバリアフリーであることや障害者トイレが設置されていることが求められます。また、移動時間の負担が少なくて目新しさもほしい、幅広い年齢層の利用者に楽しんでいただきたい…等々。近年では、バスの乗りこみが困難になってきた方にはリフト付きバスを導入したり、近場でゆったり企画や食にこだわる企画など工夫しようと頭をひねっていますがなかなか思い通りにいかない

ものです。それでも帰ってきたら「楽しかったよ、また行こうね」と笑顔で言っていただき、そのたくさんの笑顔に助けられながらまた次の計画へと無い知恵を絞っています。

利用者の皆さんの生活と健康を守り、ご家族のご協力もいただきながら、いつまでも思い出に残るような旅行を続けていきたいと思っています。

待ちに待った一泊旅行・日帰り旅行

西・中播磨かぞくねっと　若狭野荘

若狭野荘は、相生市若狭野町にあり、周りは緑に囲まれた自然豊かな環境にある障害者支援施設です。50名の方がここで生活をされています。

若狭野荘では、年１回一泊旅行・日帰り旅行に行っています。利用者の方は非常に楽しみにされており、計画段階から「一泊旅行いつ行くん。」「連れて行ってな。」等の声や、旅行後すぐに、「来年も一緒に行こう」「楽しかった」等の声が聞こえます。

以前は利用者全員、ご家族の方も含めた合同の一泊旅行を実施していましたが、年々利用者の方もご家族の方も高齢になってきており、また、利用者の障害程度もさまざまである為、昨年度より出来る限り本人の希望に沿う形で、小グループ【６月（一泊旅行）→10名程度、７月（一泊旅行）→10名程度、10月（日帰り旅行）→15名程度】に分けた旅行を実施しています。

～工夫　その①～　小グループに班分けする事により、障害程度に合った旅行を実施できる。

～工夫　その②～　遠方ではなく、近場での旅行を計画する事により、移動時間も短く、見学時間、昼食時間も十分にとれ、ゆったりとした雰囲気で利用者の方の負担にならない旅行にしています。

～工夫　その③～　行き先を数プランあげ、利用者の方に選んでいただいています。

～工夫　その④～　旅行後、参加利用者さんに感想を聞き、来年に繋げられるようにしています。

〈今年度の一泊旅行は城崎方面！！〉

おまけ　旅行談義に花が咲く

Q　あなたの施設には親子旅行がありますか？

Ⓐ　はい。ありました。園の行事で親子旅行しておりましたが、行先や大勢の人での移動が大変なので今年度からグループに分けて旅行する事になりました。（親としては残念です）親子唯一の楽しみをとられて

Ⓑ　我園では､園主催の親子一泊旅行と日帰り旅行をしております｡年々親の参加が高齢化に伴い少なくなっています。

Ⓒ　昔は園での親子旅行があったそうです。娘が入園してから園での親子旅行は無くなりました。先輩たちの話では、支援員と行くのは心が落ち着かないと聞きました。口うるさく言われ心から楽しめなかっとおっしゃっていました。独自で家族会が旅行に行くようになりました。

Q　どのような旅行に行かれましたか？

Ⓐ　飛行機で九州へ行った事もあります。親も子も若く、とても楽しい旅行になりました。今思えば、考えられない旅行でした。とても楽しい思い出です。最近は、バスで色んな場所へ行きましたが、利用者の車いす、親の高齢化に伴い中々大勢での旅行は難しいです。

Ⓑ　飛行機で東京ディズニーランドや沖縄にも連れて行って頂き、近年はもっぱらバス旅行で、夜は宴会で盛り上がりました。

Ⓒ　家族会の独自の旅行となり参加者が行きたい場所を話し合って、その都度決め、遠くは富士めぐり、上高地（バスツアーで）などがありました。

Q　どれぐらいの費用で？（１泊）

Ⓐ　親の負担は２～３万円。利用者は５千円園が負担。

Ⓑ　一泊旅行で利用者は園が１万円負担で、親は全額３万円程、親子合わせると５万円くらいになり、日帰り旅行は７～９千円くらいです。親の負担がだんだん大きくなってきます。

Ⓒ　親子合わせ６万円。園からの負担はありません。日帰りは行き先によって変わりますが５千円程。

Q　これからの旅行について

今まで話した中で旅行会社の話が出ませんでしたが、市販のパックツアーは安くて子供たちの事を理解してくれ、施設に迷惑をかけずに親子で（下見に行かなくても良い）楽しめます。市販のパックツアー利用でバス１台貸し切ったこともありました。毎年同じ旅行会社を利用するのも良いと思います。

リレー随筆　「わ　が　子」

西中播磨かぞくねっと
アルーラ福祉会　三木　清美

わが子がこの世に生をうけて35年。そして知的障害児（者）になって31年余り。

自分の意のままに好きなものを、おなかいっぱい食べ、大好きな自転車をのりまわし、たくさんの友達と遊んだのは35年間のうちの４年間でした。突然の病で脳を侵され、10ヶ月の入院生活を余儀なくされ、そのうち水頭症になり、シャント手術、それに伴うてんかん発作、そしてリハビリと一体どうなるんだろうと予想もつかないような日々でした。

小学校へ通いはじめたころは、家の前を通る子ども達を見ては、わが子も元気だったら、こんなこともできただろうに、あんなこともしただろうにと思い、涙ぐむ日もありました。

「障害児になってから一生懸命手をかけてやっても、元はあなたたち親がこんな状態にしてしまったんだろう」と、心もとない言葉をあびせられたこともありました。しかし、その反面、かど先で発作で倒れていたら「大丈夫か？　救急車呼ぼうか？」と近所の人が車を止めて言ってくれることもありました。

施設へ入所してまもなく、２～３日帰省した後、施設へ連れて行きました。すると言葉もしゃべれない、人とのコンタクトもとれない我が子が施設の利用者さんたちの声かけにニコッとしたのです。家でどんなに一生懸命世話をしても、見たことのない笑顔でした。集団生活のすばらしさを見せてもらいました。

その後、てんかん発作も重度になり、回数も増え、状態はだんだんと悪くなり、出来ていたことも出来なくなってしまいました。それと共に、体力・免疫力も落ち肺炎をおこすことが多くなり、年に２度ほど入院しています。入院も多くなれば足も弱り、今では車椅子の世話になることもしばしばです。

しかし、施設職員の方々の努力により、いろんなことを試行錯誤しながら、子どもに合ったやり方をいろいろ見つけだしてもらっています。この姿をみながら、私たちもがんばらなければと、元気をもらっています。

H25年度　ひょうごかぞくねっと事業計画

	月	日	曜日	行　事	内　容	会　場
ひょうごかぞくねっと関係	4	22	月	第1回正副会・委員長長会	年間計画	
	5			24年度会計監査		
	5	31	金	第1回理事会		市福祉センター
	6	21	金	評議員会	ひょうごかぞくねっと総会と研修会	たちばな研修所
	9	2	月	第2回正副会長・委員長会		市福祉センター
	9	18	水	第2回理事会	中央研修会案・全国大会	市福祉センター
	10	2	水	第3回正副会長・委員長会		市福祉センター
	10	21	月	全施連全国大会（前夜祭）		札幌市
	10	22	火	全施連全国大会（1日目）	全施連の総会・講演会・研修会	札幌市
	10	23	水	全施連全国大会（2日目）	全施連の総会・講演会・研修会	札幌市
	11	20	水	中央研修会		県民会館
	1	16	木	第4回正副会長・委員長会		市福祉センター
	2	12	水	第3回理事会	25年度の反省と26年度に向けて	市福祉センター

	月	日	曜日	行　事	内　容	会　場
その他　兵庫県関係の行事	4	13	土	ストップの会勉強会	障害者総合福祉法の行方（藤井克徳氏）	小田公民館
	4	26	金	市知連　総会	神戸市知的障害者施設連盟総会	
	5	16	木	県知協　総会	兵庫県知的障害者施設協会総会	
	9	1	日	ストップの会勉強会2	社会福祉機構からみる障害福祉（伊藤周平氏）	勤労会館
	9	25	水	福祉の集い	兵庫県福祉7団体主催の研修会	メリケンパークオリエンタル
	10	20	日	近畿福祉大会（育成会）	後援団体	西宮市民会館
	11	20	水	ストップの会勉強会3	デンマークの福祉事情	
	1			神戸市福祉団体新春祝賀会		
	1			兵庫県新春を祝う会		
	1	16	木	賀詞交換会	兵庫県福祉7団体主催の研修会	メリケンパークオリエンタル
	1			新春交歓会	神戸市知的障害者施設連盟主催	

	月	日	曜日	行　事	内　容	会　場
その他　全施連関係の行事	6	11	火	全施連定時総会	総会・年間計画・研修	大阪市
	6	12	水	全施連定時総会	総会・年間計画	大阪市
	10	21	月	全施連全国大会（前夜祭）		札幌市
	10	22	火	全施連全国大会（1日目）	全施連の総会・講演会・研修会	札幌市
	10	23	水	全施連全国大会（2日目）理事会	全施連の総会・講演会・研修会	札幌市
	12	2	月	東海近畿中部四国大会（1日目）	50人位の会	有馬
	12	3	火	東海近畿中部四国大会（2日目）		有馬
	1			全施連研修会・第3回理事会		未定

わたしたちのがんばり

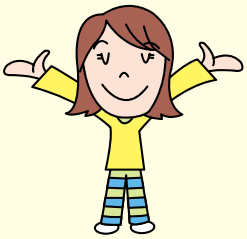

17

〈但馬・丹波かぞくねっと〉

みつみ福祉会　みつみ学苑

みつみ学苑は、自然環境に恵まれ人情深く文化性の高い山南町岩屋に位置しております。

昭和39年９月、民間社会福祉施設（更生施設）県下第一号として設立以来、県下の広域にわたり知的障害者福祉増進の先駆的役割を果たしてきました。平成21年10月より障害者自立支援法に基づき、住居の場と日中活動の場を分けることで、社会生活に近い生活環境を整えています。

施設入所サービスでの利用者支援につきましては、個別支援計画に基づき住居生活の全般的なサービス・援助を提供します。また、休日には地域生活活動に参加できる機会を多くとりながら、障害の程度にかかわらず個々の特性に合ったサービスを展開しています。

●生活介護　●機能訓練　●余暇支援　カルチャー
●自主製品　●就労継続支援Ｂ型　●自立訓練

クラブ活動

クラブ活動

機能訓練

作業1

作業2

自立訓練

みつみ学苑は来年度、設立50周年を迎えます。50年前地域の方々が温かく迎え入れて下さって、みつみ学苑の今があります。みつみ学苑を取り巻く状況や、社会福祉の考え方は大きく変わってきましたが、この温かい地域の皆様と共に歩んだ50年を大切にしながら、新たな一歩が踏み出せれば幸いです。

法人理念「共に生きる」を利用者、家族様、職員そして地域の皆様で実践し、心豊かな暮らしを実現したいと思います。

全国知的障害者施設家族会連合会報告

第２回　全国知的障害者施設家族会連合会総会

６月11日(火)～12日(水) 大阪ヂサンホテルで全施連総会が開催されました。初日は総会議案についての社員総会の審議と引き続きデンマーク視察報告があり、２日目は冒頭に本年度の北海道大会の説明と参加要請、平成26年度大会開催予定の愛知県から準備状況の報告の後、フリートーキングが行われました。

１．第１号議案・第２号議案　平成24年度事業報告・決算報告に関する件

平成24年度の事業報告では、障害者差別解消法などに対して意見書等を提出し差別解消法の不備などを訴えました。また、各都道府県単位で地方議会に意見書、要望書、請願書等有効だと思われることを実行し、また、全施連の組織拡大に向けての活動を行い、その結果として岐阜県連を立ち上げることが出来ました。

決算報告では、次年度以降にはこのままの会費の状況では活動に支障を来たすことが予想されるという切実な課題があることが報告されました。

２．第３号議案・第４号議案　平成25年度事業計画（案）・平成25年度予算案に関する件

平成25年度事業計画（案）では障害者総合支援法に対して、全施連が主張してきた「障害程度区分・施設の重要性」等を実現するため、３年後の見直しに向けて問題を解決できるよう取り組む。全施連活動のさらなる拡大へ取り組む。等の提案があり可決されました。

そ平成25年度予算案は承認と共に、会費値上げの提案が会場よりなされ、次回の理事会に提案することになりました。

４．東日本大震災義援金活動報告

平成25年度も第２回目の義援金贈呈を岩手県・宮城県・福島県中心に行うことが提案され、原案通り承認。なお、義援金の募金活動は今年度で終了することが了承されました。

◆フリートーク　施設嘱託医問題

厚労省から今年３月29日に各障害福祉関係主管課宛に出された「平成25年度の指定障害者支援施設に対する指導監督における医師配置の取扱い等について」という通達は平成24年４月から実施することが決められています。その通達では、配置医師は入所施設利用者の初診料、再診料を請求してはいけないということになっています。通達通り実施されると、①配置医師（嘱託医）の嘱託医契約額が低い場合などでは辞退する可能性がある。または嘱託契約額が高騰する。②他の医師の診察を受けられなくなる恐れがあり、利用者本人や家族が医師を選ぶことが出来なくなる。等の弊害が予測され自由診療への選択権が奪われ、人権侵害の疑いもぬぐえません。

由岐理事長からこの問題に対して、至急要望書を作成する、という提案があり、全会一致で全施連として対応をとることに賛成しました。

兵庫県知的障害者施設家族会連合会
〒650-0016　神戸市中央区橘通3-4-1
神戸市立総合福祉センター2F
TEL.078(371)3930　FAX.078(371)3931
mail：h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp
事務局(月・水・金 10:00～4:00)

全国知的障害者施設家族会連合会(全施連)ホームページ
URL：http://zenshiren.web.fc2.com/

《表紙題字　芝　貴弘　氏（尼崎武庫川園）》

編集後記

この夏は異常気象で71年ぶりに猛暑日が17日続き、熱中症で搬送される人が例年の2倍になり、又各地では豪雨により大変な被害が出ました。

今回の施設自慢は「旅行」がテーマですが、園生の高齢化や、経済的な面で取りやめになった園も多くあると聞いて、子どもたちの楽しみを一つでも減らさないでほしいと強く願います。

「障害者自立支援法」を一部改正して平成25年4月1日より「障害者総合支援法」が施行されておりますが、基本的な問題は棚上げ状態では我々の子が守れません。3年後の見直しに向け障害者の生活向上を願い活動を続けていく所存です。　（S.T）

広報委員会　阪神かぞくねっと　東北播磨かぞくねっと　事務局